

「浜田圏域県管理河川に関する減災対策協議会」 設立趣旨（案）

平成27年9月関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により利根川水系鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生しました。これに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほど多数の孤立者が発生する事態となりました。今後も気候変動の影響により、このような河川施設の能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが懸念されます。

こうした背景から、平成27年12月に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」の答申があり、国土交通省において、施設では守りきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、新たに、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会 再構築ビジョン」を取りまとめました。

このビジョンに基づき、県内の一級河川については、直轄管理区間を対象として、平成28年に国・県・沿川市町村等と協働で減災対策協議会を設立し、減災のための取組を推進しているところです。

そのような中、平成28年8月、相次いで発生した台風による豪雨により、北海道や東北地方の中小河川で甚大な被害が発生し、特に岩手県が管理する小本川では、要配慮者利用施設において入所者が逃げ遅れて犠牲になるなど、痛ましい被害が発生しました。

これを機に、平成29年1月、社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対し「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」として、都道府県管理河川においても、河川管理者と市町村長等による減災対策協議会の設置の促進等が答申されたところです。

これを踏まえ、県管理河川においても、国・県・市町村などの関係機関が連携・協力して、減災のための目標を共有し、計画的に推進する「浜田圏域県管理河川に関する減災対策協議会」を設立します。

「浜田圏域県管理河川に関する減災対策協議会」規約（案）

（名称）

第1条 本会は、「浜田圏域県管理河川に関する減災対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 浜田圏域県管理河川における堤防決壊や越水等に伴う浸水被害に備え、国・県・市の関係機関が連携・協力して、減災のための目標を共有し、計画的に推進することにより、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

（協議会の実施事項）

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 現状の水害リスク情報や取組状況の共有
- 二 逃げ遅れによる人的被害をなくす、地域社会機能の継続性を確保することを実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成・共有
- 三 「地域の取組方針」に基づく対策の実施状況のフォローアップ

（協議会）

第4条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。

- 2 協議会は、第1項によるもののほか、必要に応じて委員以外の者の出席を要請し、意見を聴くことができる。
- 3 協議会の円滑な運営を行うため、担当者レベルの会議を開催する。

（会議の公開）

第5条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

（協議会資料等の公表）

第6条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

（事務局）

第7条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、島根県浜田県土整備事務所が務める。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則) 本規約は、平成29年5月16日から施行する。

浜田圏域県管理河川に関する減災対策協議会

(委員)

浜田市長

江津市長

国土交通省 中国地方整備局 浜田河川国道事務所長

気象庁 松江地方气象台長

島根県浜田県土整備事務所長

(オブザーバー)

島根県 防災部 防災危機管理課

島根県 土木部 河川課

中国地方整備局 河川部